

令和5年度 湖東平野農業水利事業
管理用道路舗装等工事

特 別 仕 様 書

近 畿 農 政 局
湖 東 平 野 農 業 水 利 事 業 所

項 目	内 容	摘 要
第1章 総 則	令和5年度湖東平野農業水利事業管理用道路舗装等工事（以下、「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書」（URL：https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html）（以下、「共通事項書」という。）に基づいて実施するものとする。 共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容		
1. 目 的	本工事は、国営湖東平野土地改良事業計画に基づき、管理用道路の舗装等を整備するものである。	
2. 工事場所	滋賀県東近江市内	
3. 工事概要	本工事は、管理用道路、幹線水路、分土工、その他付帯施設等の整備工事で、その概要は次のとおりである。 (1) 舗装工 アスファルト舗装 9,890m² (2) 幹線水路整備工 蒲生幹線水路 管水路 止水バンド工 φ1,000mm 2箇所 (3) 分土工整備工 FRP製踊場 9箇所 (4) 幹線水路付帯整備工 法面保護工 モルタル吹付 962m²	
4. 工事数量	別紙 工事数量表のとおりである。	
5. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 工 期：令和5年11月10日から令和6年3月18日まで （余裕期間：契約締結の日から令和5年11月9日まで） ※契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。 なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。 また、工事実績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	

項 目	内 容	摘 要
第3章 施工条件		
1. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日としては、雨天・休日等13日（月平均）を見込んでいる。なお、休業等は、日曜日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇のほか、作業期間の全土曜日を含んでいる。	
2. 作業時間の制限	現地工事の作業時間については、8時30分～17時15分の範囲とするが、予め監督職員に協議をして承諾を得る場合はこの限りではない。 また、休日等に作業を行う場合は、作業実施の前日までに休日等作業届を提出して承認を得ること。	
3. 現場技術員	本工事は、共通仕様書第1編第1章1-1-9に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。	
第4章 現場条件		
1. 関連工事等	受注者は、次に示す関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。 （1）令和4年度湖東平野農業水利事業 愛知第1・2幹線水路他施設整備工事 （工期：令和5年7月～令和6年1月）（予定） （2）令和4年度湖東平野農業水利事業 神崎蒲生幹線水路施設整備工事 （工期：令和5年7月～令和6年1月）（予定）	
2. 第三者に対する措置	（1）騒音・振動対策 騒音・振動等の発生を伴う作業については、その対策に十分配慮及び関係法令を遵守し、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 （2）安全対策 受注者は工事中における全ての危険、損失障害等を防止するため必要な作業規制、標示、現場立入の規制等を設け、第三者及び工事関係者に周知徹底するものとする。 （3）保安対策 本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地の交通状況により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。 （4）既設構造物等への損傷等 既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。	
3. 関係機関との調整	受注者は次に示す機関と必要な調整を行わなければならない。 （1）施設管理者	
第5章 仮設	本工事における仮設工は計上していないが、現地の状況により、水替工、足場等の仮設が必要となった場合、監督職員と協議するものとする。	
第6章 工事用地等	工事の施工は管理用道路である国有地や市道等の道路上での施工を想定しており、発注者は別途工事用地及び工事施工上必要な用地を確保していない。	

項 目	内 容	摘 要																																					
第7章 工事用材料 1. 規格及び品質	(1) 規格及び品質 本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりであり、同等あるいは同等以上の材料を使用するものとする。また、使用に際しては、事前に監督職員に承諾を得るものとする。 1) 石材及び骨材 砕 石 RC-40 2) 再生加熱アスファルト混合物 再生密粒度アスコン (13)、(20) 3) 止水バンド 設計内水圧：1.0MPa ゴム材質：SBR (JIS K 6353) 鋼製バンド材質：SUS304 (2) 見本又は資料の提出 次に示す据付材料は、使用前に次の資料を監督職員に提出するものとする。これ以外の材料についても監督職員が資料提出を指示する場合がある。 <table><tr><th>材 料 名</th><th>提 出 物</th></tr><tr><td>石材及び骨材</td><td>試験成績書</td></tr><tr><td>アスファルト混合物</td><td>骨材試験、配合表、試験成績書</td></tr><tr><td>モルタル (吹付材)</td><td>示方配合書、試験成績書</td></tr><tr><td>止水バンド</td><td>試験成績書、材質証明書</td></tr></table> 受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定した加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書 (認定書、混合物総括表) の写しを監督職員に提出できるものとする。 この場合、土木工事共通仕様書及び土木工事施工管理基準によらず、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明書、試験成績表の提出及び配合設計、試験練りを省略することが出来る。 なお、事前審査制度認定書による場合の品質管理は、以下のとおりとする。 <table><tr><th>工種</th><th>区分</th><th>試験項目</th><th>試験基準</th></tr><tr><td rowspan="5">アスファルト</td><td rowspan="2">材 料</td><td>土木工事施工管理基準に記載のある「品質管理基準」の全項目</td><td rowspan="2">事前審査による認定書の提出</td></tr><tr><td>配合試験</td></tr><tr><td rowspan="3">プ ラ ント</td><td>アスファルト量抽出粒度分析試験</td><td rowspan="3">土木工事施工管理基準「品質管理基準」に基づき製造会社の試験成績書による(注1)</td></tr><tr><td>温度測定 (アスファルト、骨材、混合物)</td></tr><tr><td>基準密度の決定</td><td>事前審査による認定書提出</td></tr></table> 次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。なお、これ以外の材料についても、受注者の自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。 <table><tr><th>材 料 名</th><th>検査・試験項目</th><th>備 考</th></tr><tr><td>石 材</td><td>規格</td><td>初回搬入時抽出検査</td></tr><tr><td>モルタル (吹付材)</td><td>設計強度</td><td>試験練</td></tr><tr><td>止水バンド</td><td>寸法及び外観形状</td><td>搬入時抽出検査</td></tr></table>	材 料 名	提 出 物	石材及び骨材	試験成績書	アスファルト混合物	骨材試験、配合表、試験成績書	モルタル (吹付材)	示方配合書、試験成績書	止水バンド	試験成績書、材質証明書	工種	区分	試験項目	試験基準	アスファルト	材 料	土木工事施工管理基準に記載のある「品質管理基準」の全項目	事前審査による認定書の提出	配合試験	プ ラ ント	アスファルト量抽出粒度分析試験	土木工事施工管理基準「品質管理基準」に基づき製造会社の試験成績書による(注1)	温度測定 (アスファルト、骨材、混合物)	基準密度の決定	事前審査による認定書提出	材 料 名	検査・試験項目	備 考	石 材	規格	初回搬入時抽出検査	モルタル (吹付材)	設計強度	試験練	止水バンド	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査	
材 料 名	提 出 物																																						
石材及び骨材	試験成績書																																						
アスファルト混合物	骨材試験、配合表、試験成績書																																						
モルタル (吹付材)	示方配合書、試験成績書																																						
止水バンド	試験成績書、材質証明書																																						
工種	区分	試験項目	試験基準																																				
アスファルト	材 料	土木工事施工管理基準に記載のある「品質管理基準」の全項目	事前審査による認定書の提出																																				
		配合試験																																					
	プ ラ ント	アスファルト量抽出粒度分析試験	土木工事施工管理基準「品質管理基準」に基づき製造会社の試験成績書による(注1)																																				
		温度測定 (アスファルト、骨材、混合物)																																					
		基準密度の決定		事前審査による認定書提出																																			
材 料 名	検査・試験項目	備 考																																					
石 材	規格	初回搬入時抽出検査																																					
モルタル (吹付材)	設計強度	試験練																																					
止水バンド	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査																																					
2. 監督職員の検査又は試験																																							

項 目	内 容	摘 要																												
第8章 施工 1. 土木	(1) 路肩盛土 路肩・歩道部分等及び構造物隣接箇所等の盛土は、一層の仕上り厚が30cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った小型の締固め機械で十分に締固めを行わなければならない。 (2) 舗装工 1) アスファルト舗設工 ①マーシャル試験の試験法は、舗装の構造に関する技術基準同解説によるものとするものとする。 表層工の施工に当たっては、プライムコート（アスファルト乳剤PK-3）120リットル/100㎡以上を路盤面に均一に散布し表層との密着をはからなければならない。 ②表層工は、施工条件に合った敷均し機械により、再生加熱アスファルト混合物を敷均し、施工条件に合った機種で締固めをしなければならない。 ③路盤工は、再生クラッシャーランを均一に敷均し、施工条件に合った機種で締固めをしなければならない。 (4) 舗装切断に伴う排水等の処理 舗装切断作業に伴い発生する排水及び切削粉は、直接、現場外に排出することがないように回収し産業廃棄物として適正に処理するものとする。 なお、舗装材に使用する場合等には「舗装再生便覧」（（社）日本道路協会発行）等を遵守する。 (5) すき取りを行った再生碎石（RC-40）、粒度調整碎石（M-30）は現場内の路盤材料として流用するものとする。流用が困難な場合、監督職員と協議するものとする。																													
2. 止水バンド工	1) 装着に先立ち管内面の塵埃・土砂などの付着物を取り除き、ゴムバンドが管内面に密着するように清掃を行うものとする。 2) 管継手部に対して止水バンドが均等に設置されるようにマーキング等を行い施工するものとする。 3) 止水バンド装着においては、ゴムバンドが管内面に均等に接するように慎重に装着しなければならない。 4) 鋼製バンドによるゴムバンド圧着時に、過大な圧力により既設管体を損傷しないよう注意するものとする。また、ゴムバンドが均等に管内面に圧着するよう適切な圧力監視のもとに施工するものとする。																													
3. モルタル吹付工	1) モルタル吹付の材料及び配合は、下表を標準とする。 モルタル吹付の設計強度は15N/mm2以上を目安に、試験練を行って決定する。 ① モルタル吹付工標準数量 100㎡当たり <table><tr><th>名 称</th><th>規 格</th><th>単位</th><th>数量</th></tr><tr><td>モ ル タ ル</td><td>標準示方配合による</td><td>m3</td><td>8.0</td></tr><tr><td>ワイヤーラス</td><td># φ mm mm 14 2 × 50 × 50</td><td>㎡</td><td>—</td></tr><tr><td>アンカーボルト</td><td>φ16mm L=400mm</td><td>本</td><td>30</td></tr><tr><td>補助アンカーボルト</td><td>φ9mm L=200mm</td><td>本</td><td>150</td></tr><tr><td>水 抜 き 孔</td><td>2～4 ㎡に1箇所 L=100mm</td><td>本</td><td>25～50</td></tr><tr><td>養 生 材</td><td>ラテックス又は同等品程度</td><td>kg</td><td>7.3</td></tr></table>	名 称	規 格	単位	数量	モ ル タ ル	標準示方配合による	m3	8.0	ワイヤーラス	# φ mm mm 14 2 × 50 × 50	㎡	—	アンカーボルト	φ16mm L=400mm	本	30	補助アンカーボルト	φ9mm L=200mm	本	150	水 抜 き 孔	2～4 ㎡に1箇所 L=100mm	本	25～50	養 生 材	ラテックス又は同等品程度	kg	7.3	
名 称	規 格	単位	数量																											
モ ル タ ル	標準示方配合による	m3	8.0																											
ワイヤーラス	# φ mm mm 14 2 × 50 × 50	㎡	—																											
アンカーボルト	φ16mm L=400mm	本	30																											
補助アンカーボルト	φ9mm L=200mm	本	150																											
水 抜 き 孔	2～4 ㎡に1箇所 L=100mm	本	25～50																											
養 生 材	ラテックス又は同等品程度	kg	7.3																											

項 目	内 容	摘 要															
3. 再生資源等の 利用	② モルタル標準配合																
		100 m ² 当り															
	<table><tr><td>骨 材 の 最大寸法</td><td>水セメント比</td><td>単位セメント量</td><td>単位細骨材量</td><td>摘 要</td></tr><tr><td>5mm</td><td>45%</td><td>420kg</td><td>1,680kg</td><td>高炉セメントB種</td></tr></table>	骨 材 の 最大寸法	水セメント比	単位セメント量	単位細骨材量	摘 要	5mm	45%	420kg	1,680kg	高炉セメントB種						
	骨 材 の 最大寸法	水セメント比	単位セメント量	単位細骨材量	摘 要												
	5mm	45%	420kg	1,680kg	高炉セメントB種												
	2) モルタル吹付は、次の事項に十分注意し施工するものとする。																
	① ワイヤラスの固定は、法面にアンカーボルト及び補助ボルトを打ち込み固定するものとする。																
	② 吹付背面の水抜き孔は、φ50mmを想定しているが、現地の湧水の状況等を確認後、水抜き孔の設置の有無について監督職員と協議すること。当初、積算計上していないため、設計変更で対応する。																
	1) 再生資材の利用																
	受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。																
<table><tr><td>資 材 名</td><td>規 格</td><td>備 考</td></tr><tr><td rowspan="2">再生加熱アスファルト 混合物</td><td>再生密粒度アスコン (13)</td><td>使用箇所 管理用道路、農道、 下記市道以外の市道</td></tr><tr><td>再生密粒度アスコン (20)</td><td>使用箇所 市道尻無柴原南線、 市道下二俣尻無線の 一部</td></tr><tr><td>再生クラッシュラン</td><td>RC-40</td><td>使用箇所 管理用道路、農道、 市道</td></tr></table>		資 材 名	規 格	備 考	再生加熱アスファルト 混合物	再生密粒度アスコン (13)	使用箇所 管理用道路、農道、 下記市道以外の市道	再生密粒度アスコン (20)	使用箇所 市道尻無柴原南線、 市道下二俣尻無線の 一部	再生クラッシュラン	RC-40	使用箇所 管理用道路、農道、 市道					
資 材 名	規 格	備 考															
再生加熱アスファルト 混合物	再生密粒度アスコン (13)	使用箇所 管理用道路、農道、 下記市道以外の市道															
	再生密粒度アスコン (20)	使用箇所 市道尻無柴原南線、 市道下二俣尻無線の 一部															
再生クラッシュラン	RC-40	使用箇所 管理用道路、農道、 市道															
4. 建設資材等の 搬出	本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。																
	<table><tr><td>建設廃棄物名</td><td>処理施設名</td><td>住 所</td><td>受入 時間</td><td>事業区分</td></tr><tr><td>アスファルト殻</td><td>サタ山善 (株)</td><td>滋賀県東近江市 蛇溝町1388</td><td>8時～ 17時</td><td>再資源化 施設</td></tr><tr><td>現場発生土</td><td>(株) 向茂組</td><td>滋賀県東近江市 蛇溝町1393</td><td>8時～ 17時</td><td>再資源化 施設</td></tr></table>		建設廃棄物名	処理施設名	住 所	受入 時間	事業区分	アスファルト殻	サタ山善 (株)	滋賀県東近江市 蛇溝町1388	8時～ 17時	再資源化 施設	現場発生土	(株) 向茂組	滋賀県東近江市 蛇溝町1393	8時～ 17時	再資源化 施設
	建設廃棄物名	処理施設名	住 所	受入 時間	事業区分												
アスファルト殻	サタ山善 (株)	滋賀県東近江市 蛇溝町1388	8時～ 17時	再資源化 施設													
現場発生土	(株) 向茂組	滋賀県東近江市 蛇溝町1393	8時～ 17時	再資源化 施設													

項 目	内 容		摘 要																																		
5. 特定建設資材の分別解体等	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。 <table><tr><td></td><td>工 程</td><td>作 業 内 容</td><td>分 別 解 体 等 の 方 法</td></tr><tr><td rowspan="6">工程ごとの作業内容及び解体方法</td><td>①仮設</td><td>仮設工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>②土工</td><td>土工工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>③基礎</td><td>基礎工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑥その他</td><td>その他 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr></table>			工 程	作 業 内 容	分 別 解 体 等 の 方 法	工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	②土工	土工工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	⑥その他	その他 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用												
	工 程	作 業 内 容	分 別 解 体 等 の 方 法																																		
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																																		
	②土工	土工工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																																		
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																																		
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																																		
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																																		
	⑥その他	その他 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																																		
第9章 試験及び検査																																					
1. 検測又は確認（施工段階確認）	（1）本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については監督職員の指示により変更する場合がある。 （2）下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。 （3）遠隔確認の対象工種については、特別仕様書第10章3. 工事現場等の遠隔確認についての（1）により決定する。 <table><tr><th>工種</th><th>確認内容</th><th>確認時期</th><th>遠隔確認対象</th><th>備 考</th></tr><tr><td>路盤工</td><td>幅、厚さ</td><td>舗装工前に2箇所</td><td>協議による</td><td></td></tr><tr><td>アスファルト舗装工</td><td>幅、厚さ</td><td>舗装後コア抜き1箇所</td><td>協議による</td><td></td></tr><tr><td>ラス張</td><td>アンカーピン数</td><td>初期施工段階で1箇所</td><td>協議による</td><td></td></tr><tr><td>モルタル吹付</td><td>吹付厚さ</td><td>初期施工段階で1箇所</td><td>協議による</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">止水バンド</td><td>止水ゴムの圧縮状態の確認</td><td>初期施工段階で1箇所</td><td>協議による</td><td></td></tr><tr><td>水密性の確保</td><td>初期施工段階で1箇所</td><td>協議による</td><td></td></tr></table>		工種	確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備 考	路盤工	幅、厚さ	舗装工前に2箇所	協議による		アスファルト舗装工	幅、厚さ	舗装後コア抜き1箇所	協議による		ラス張	アンカーピン数	初期施工段階で1箇所	協議による		モルタル吹付	吹付厚さ	初期施工段階で1箇所	協議による		止水バンド	止水ゴムの圧縮状態の確認	初期施工段階で1箇所	協議による		水密性の確保	初期施工段階で1箇所	協議による		
工種	確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備 考																																	
路盤工	幅、厚さ	舗装工前に2箇所	協議による																																		
アスファルト舗装工	幅、厚さ	舗装後コア抜き1箇所	協議による																																		
ラス張	アンカーピン数	初期施工段階で1箇所	協議による																																		
モルタル吹付	吹付厚さ	初期施工段階で1箇所	協議による																																		
止水バンド	止水ゴムの圧縮状態の確認	初期施工段階で1箇所	協議による																																		
	水密性の確保	初期施工段階で1箇所	協議による																																		
2. 既済部分検査	受注者は、既済部分検査により確認した出来形部分の引渡しは、行わないものとし、引渡しまで善良な管理を行うものとする。																																				
3. 既設構造物に対する措置	本工事の施工に当たって、工事に支障となる既設構造物を取壊し撤去する場合は、構造・寸法について事前に監督職員に報告して確認を受けなければならない。																																				

項 目	内 容	摘 要
第10章 施工管理等		
1. 主任技術者等の資格	主任技術者または監理技術者は、入札公告によるものとする。	
2. 施工管理 (1) 施工管理	施工管理は、農林水産省農村振興局制定土木工事施工管理基準及び共通仕様書による。 なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。	
3. 工事現場等における遠隔確認について	(1) 本工事において、施工段階確認、材料検査、立会などを遠隔確認で実施する場合は、契約後、受発注者の協議により決定するものとする。 (2) 遠隔確認を実施する場合の費用は、設計変更の対象とする。	
第11章 条件変更の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 (1) 設計諸元等条件変更に係るもの (2) 関連工事との調整に係るもの (3) 不可抗力によるもの (4) 法・基準の改正に係るもの (5) 関係機関との協議によるもの (6) 公共事業関係調査の該当となった場合 (7) 遠隔確認の試行を行う場合 (8) その他本仕様書に定めのないもの	
第12章 その他		
1. 電子納品	工事完成図書を、共通仕様書第1章1-1-27及び第1章1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R又はBD-R）正副2部 (2) 工事関係書類等の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）	
2. 週休2日による施工	(1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する	

項 目	内 容		摘 要																					
	期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。 ① 補正係数 <table><tr><td></td><td>4週8休以上 （現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上</td><td>4週7休以上 4週8休未満 （現場閉所率 25%（7日/28日）以上28.5%未満</td><td>4週6休以上 4週7休未満 （現場閉所率 21.4%（6日/28日）以上25%未満</td></tr><tr><td>労務費</td><td>1.05</td><td>1.03</td><td>1.01</td></tr><tr><td>機械経費（賃料）</td><td>1.04</td><td>1.03</td><td>1.01</td></tr><tr><td>共通仮設費（率分）</td><td>1.04</td><td>1.03</td><td>1.02</td></tr><tr><td>現場管理費（率分）</td><td>1.09</td><td>1.07</td><td>1.05</td></tr></table> ② 補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。ただし、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られないなどにより、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合は、補正を行わずに減額変更する。 また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7.法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。				4週8休以上 （現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上	4週7休以上 4週8休未満 （現場閉所率 25%（7日/28日）以上28.5%未満	4週6休以上 4週7休未満 （現場閉所率 21.4%（6日/28日）以上25%未満	労務費	1.05	1.03	1.01	機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01	共通仮設費（率分）	1.04	1.03	1.02	現場管理費（率分）	1.09	1.07	1.05	
	4週8休以上 （現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上	4週7休以上 4週8休未満 （現場閉所率 25%（7日/28日）以上28.5%未満	4週6休以上 4週7休未満 （現場閉所率 21.4%（6日/28日）以上25%未満																					
労務費	1.05	1.03	1.01																					
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01																					
共通仮設費（率分）	1.04	1.03	1.02																					
現場管理費（率分）	1.09	1.07	1.05																					

項 目	内 容				摘 要													
	(7) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。																	
	<table><tr><th rowspan="2">名称</th><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">補正係数</th></tr><tr><th>4週8休以上</th><th>4週7休以上 4週8休未満</th><th>4週6休以上 4週7休未満</th></tr><tr><td>法面工</td><td></td><td>1.02</td><td>1.01</td><td>1.00</td></tr></table>					名称	区分	補正係数			4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満	法面工		1.02	1.01	1.00
名称	区分	補正係数																
		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満														
法面工		1.02	1.01	1.00														
3. 施工箇所が 点在する工事の 適用	(1) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、『愛知第一幹線（第1工区）、愛知第二幹線（第2工区）、蒲生幹線（第3工区）（以下、施工箇所という）』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。 (2) 本工事における共通仮設費の金額は、工事箇所ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域による補正等）については、工事箇所ごとに設定する。一般管理費等については、工事箇所ごとではなく、通常の積算方法により算出する。																	
4. 1日未満 で完了する作 業の積算	(1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。なお、1日未満積算基準は、農林水産省HPの下記サイトを参照すること。 https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-116.pdf (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。 (6) 1日未満積算基準「3判定方法（3）判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う箇所は、第18章4の箇所とする。																	
5. 地域外からの 労働者確保に要す る間接工事費の設 計変更について	(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。																	

項 目	内 容	摘 要
6. 共通仮設費率分の適切な設計変更について	(3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。 (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。 (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「4）の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。 (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。 (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。 (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 運搬費：建設機械の運搬費 準備費：伐開・除根・除草費 (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。 (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。 (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。 (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、「4）の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。 (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。 (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。	

項 目	内 容	摘 要
第13章 定めなき事項	(1) 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。 (2) この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	